

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定審査手数料について

当初認定

区 分		手数料の額 (1件につき)
床面積の合計が 200㎡ 以下の場合	適合証の添付あり	11,000 円
	適合証の添付なし	56,000 円
床面積の合計が 200㎡ を超え 500㎡ 以下の場合	適合証の添付あり	13,000 円
	適合証の添付なし	72,000 円
床面積の合計が 500㎡ を超え 1,000㎡ 以下の場合	適合証の添付あり	30,000 円
	適合証の添付なし	162,000 円
床面積の合計が 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以下の場合	適合証の添付あり	45,000 円
	適合証の添付なし	260,000 円
床面積の合計が 2,000㎡ を超え 10,000㎡ 以下の場合	適合証の添付あり	127,000 円
	適合証の添付なし	800,000 円
床面積の合計が 10,000㎡ を 超える場合	適合証の添付あり	187,000 円
	適合証の添付なし	1,200,000 円

- ・「適合証」とは、長期使用構造等措置のうち評価方法基準に係る基準の適合を証する書類をいいます。
- ・ 建築確認の確認済証の添付がない場合は、別途手数料が必要となる場合があります。詳しくは建築課へお問い合わせください。

変更認定

変更事項	認定手数料
譲受人の決定のみ	無料
長期使用構造等の変更がない場合	5,000 円
それ以外	変更に係る床面積の1/2と増加する床面積の合計を申請床面積とみなして当初認定手数料を適用